

## 令和7年度第1回筑紫野市地域福祉計画等推進委員会 議事録（要約）

会議名	令和7年度第1回筑紫野市地域福祉計画等推進委員会				
日時	令和7年12月16日（火） 15時30分～17時				
場所	筑紫野市生涯学習センター 3階 学習室5				
出席委員	山崎委員（会長） 西川委員 江見委員 澤田委員	川崎委員（副会長） 森委員 濱村委員 松嶋委員	下田委員 溝田委員 有馬委員		
欠席委員	北原委員	小林委員	中村委員		
事務局（市）	健康福祉部長 生活福祉課担当	生活福祉課長	生活福祉課地域福祉担当係長		
事務局（社協）	地域福祉課長	地域福祉担当係長			
傍聴人数	0人				
次第	1 開会 2 市長あいさつ 3 委嘱書交付 4 委員自己紹介 5 会長・副会長選出 6 筑紫野市地域福祉計画の概要説明 7 議事 (1) 第二次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要説明および 令和6年度進捗状況について 8 その他 9 閉会				
配布資料	当日資料1 令和7年度第1回筑紫野市地域福祉計画等推進委員会 次第 当日資料2 筑紫野市地域福祉計画等推進委員会 委員名簿 当日資料3 令和7年度筑紫野市地域福祉計画等推進委員会 事務局名簿 事前資料1 筑紫野市地域福祉計画の概要 事前資料2 筑紫野市地域福祉推進条例（抜粋） 事前資料3 第二次筑紫野市地域福祉計画進捗状況表 令和6年度 まとめ 事前資料4 第二次地域福祉計画進捗状況表（令和6年度） 事前資料5 第二次地域福祉活動計画進捗状況表（令和6年度）				

## 1 開会

## 2 市長あいさつ

～～～筑紫野市長あいさつ～～～

## 3 委嘱書交付

委員を代表して、下田委員に委嘱書を交付。

～～～委嘱書交付～～～

## 4 委員自己紹介

～～～委員自己紹介～～～

～～～事務局自己紹介～～～

## 出席状況の確認

委員会は、筑紫野市地域福祉推進条例第 36 条第 3 項の規定により委員の半数以上の出席が必要。

本日は、委員 14 名のうち 12 名の委員が出席しているため、委員会成立。

## 5 会長・副会長選出

立候補者がいないため、事務局（案）である、山崎委員を会長に、川崎委員を副会長に選出。

～～～山崎会長あいさつ～～～

## 6 筑紫野市地域福祉計画の概要説明

（生活福祉課長）

筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画について、事務局から概要説明を行う。

（事務局（市））

当日資料 1 「筑紫野市地域福祉計画の概要」について、地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に定められており、住民の合意を形成して、地域福祉の推進に取り組むための手段とされている。

同法には、地域福祉計画を策定し、または変更するときは、住民の意見を反映させること、その内容を公表することが定められている。

また、策定した計画について、調査、分析及び評価を行い、必要があるときは計画を変更することも定められている。

次に、第二次地域福祉計画（改訂版）について説明する。

第二次改訂版の計画期間は、令和3年度から令和6年度までとし、第二次計画（前期）の成果を示すとともに、基本理念を「お互いを認めあい、支えあいながら、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」とし、この実現を目指して4つの基本目標に沿って施策を推進した。

また、成年後見制度利用促進基本計画を計画の一部として新たに策定。

第三次筑紫野市地域福祉計画については、第二次改訂版の計画期間終了に伴い、令和5年度から策定準備を進めた。

筑紫野市や地域コミュニティごとの実情や課題を把握するため、市民および団体アンケートの実施やワークショップを開催しながら、本年3月に「みんながつながり、支えあい だれもが安心して暮らせる共生のまちづくり」を基本理念に掲げた計画を策定。

第三次計画では、計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とし、第二次計画の基本理念を引継ぎながら、新たに4つの基本目標を設定。

また、第二次成年後見制度利用促進基本計画および新たに筑紫野市再犯防止推進計画を包含する形で策定。

筑紫野市地域福祉計画等の経過について、本計画の最初の計画である第一次計画は、平成15年・16年で策定を行い、平成17年度から26年度の10年間を計画期間とした。

その後、それまで取り組んできた計画の成果を踏まえながら必要な見直しを行い、「第二次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を平成27年3月に策定。

これも計画期間は10年間だったが、総合計画や他の計画と計画期間を合わせるため、令和3年3月に中間評価・見直しを行い、第二次計画改訂版を策定。

その後、令和7年3月に「第三次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、計画期間を10年間から5年間と短くすることで、社会情勢や市民ニーズの変化に対応しやすくしている。

なお、地域福祉活動計画は、地域福祉の推進に取り組むための実践的な計画として、社会福祉協議会が中心となり策定する計画。

続いて、資料2「筑紫野市地域福祉推進条例」について、地域福祉推進条例のうち、本委員会に関するところだけを抜粋。

本委員会の所掌事務は、第31条に規定。

## 7 議事

（生活福祉課長）

それでは、議事に入る。

これより先の議事進行については、筑紫野市地域福祉推進条例第36条第2項に「会長は、会議の議長となる」と規定されているため、山崎会長に議事進行をお願いする。

(山崎会長)

それでは、議題に入る。

令和6年度第二次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画進捗状況について事務局から説明をお願いする。

## 第二次地域福祉計画進捗状況（令和6年度）について

(事務局（市）)

令和6年度進捗状況について、【資料3】の進捗状況表まとめを使って説明する。

進捗状況まとめについては、【資料4】地域福祉計画進捗状況表をまとめたものであり、目標ごとに実施した事業をいくつか紹介する。

地域福祉計画および地域福祉活動計画の進捗状況評価基準は、各成果指標の目標値に対する達成割合に応じてA～Dで評価。

各評価については、目標達成度が90%以上をA評価、50%以上90%未満をB評価、50%未満をC評価としており、事業を実施できなかった場合は、D評価としている。

### 基本目標1について

(事務局（市）)

基本目標1は、地域で支えあい、助けあう仕組みづくりを目指し、3つの基本施策に38の成果指標を設けている。

基本施策1は、全18指標のうちA評価が17指標、B評価が1指標となっている。実績例として、カミーリヤフェスティバルは、コロナ禍以降初めて開催し、26団体、約2,200人が参加した。

基本施策2は、地域の声かけ。見守り活動を推進するため、11指標のうち、A評価が8指標、B評価が2指標、C評価が1指標。

実績例は、「さりげない見守りリーフレット」を敬老の日事業の訪問の際に配布。

基本施策3は、地域住民の活動拠点の整備と地区間交流を推進するため、9つの指標を設けており、すべてA評価となっている。

事業例は、「いきいきサロン事業」への補助金交付。高齢者サロン74カ所、子育てサロン17カ所の全91サロンを間接的に支援。

第三次計画への方向性は、1つ目に地域や近所とのつながり強化、地域活動の活性化。

2つ目に、様々な主体による見守り活動の促進。

3つ目に、地域の活動拠点等の居場所づくり整備と共に地域課題の解決や地域福祉活動の拡充。

## 基本目標 2について

(事務局 (市))

基本目標 2 の様々なニーズを受け止め、支援するための仕組みづくりは、4 つ基本施策の中に 117 の成果指標を設定している。

基本施策 1 の生活課題の発見と把握・対応のための基盤をつくるでは、全 11 指標すべてで A 評価。

実績例は、「ちくしの福祉村」公開講座を 6 回開催し、延べ 339 人が参加。

基本施策 2 では、きめ細やかな相談・支援体制を充実・強化するとし、37 指標に対して、A 評価が 31 指標、B 評価が 6 指標。

実績例の人権の花運動は、山家小学校で行い、ヒマワリの花を育てるこことにより、人権尊重意識を育んだ。

基本施策 3 では、住民の視点に立った情報提供の仕組みをつくるとし、16 指標中、A 評価が 14 指標、B 評価が 2 指標。

実績例として、情報紙「もこもこ」の発行について、以前までは、毎月発行を行っていたが、内容をわかりやすくまとめ、2 カ月に 1 回発行の年 6 回発行するように変更。

基本施策 4 の各種福祉施策・事業の推進と利用者の権利擁護のための仕組みをつくるは、全体で 53 指標と計画内では 1 番多く、A 評価 48 指標、B 評価 2 指標、C 評価 1 指標、D 評価 1 指標。

実績例の成年後見制度に関する講演会は、高齢者の身元保証制度について、NPO 法人高齢者障害者安心サポートネットから講師を招き、市民や民生委員・児童委員など合計 72 名が参加。

基本目標 2 における第三次計画への今後の方向性は、1 つ目に、民生委員や福祉委員の役割・活動について、地域へ理解・協力を得られるよう努める。

2 つ目に、各相談窓口が支援力向上に努め、どこに相談しても必要な支援につながる重層的支援体制を整備していく。

3 つ目に、市民が必要とする情報をわかりやすく、活用しやすいよう提供していく。

4 つ目に、制度の狭間ににより支援を受けることができない人等へ、分野を超えた横断的なサービス提供の推進を図っていく。

## 基本目標 3について

(事務局 (市))

基本目標 3 の地域を支え、推進する人や組織の担い手づくりでは、2 つの基本施策、28 の成果指標を設定。

基本施策 1 の地域福祉を担う多様な人材を育成するでは、14 の成果指標を設け、A

評価 10 指標、B 評価 2 指標、D 評価 2 指標となっている。

実績例の食生活改善推進員更新講習会の実施について、合計 14 回、延べ 430 人が受講。

基本施策 2 のボランティア活動・NPO 活動等の活性化を図るため、14 の成果指標のうち、A 評価が 12 指標、B 評価が 2 指標。

実績例として、公民館主事設置補助金等の助成制度は、現在、ほとんどの公民館に主事が配置されており、助成金も活用。今後も、継続的に啓発を行っていく。

第三次計画における今後の方向性では、1 つ目に、ボランティア活動に関する情報収集および提供、ボランティア人材の発掘・育成に努める。

2 つ目にボランティア活動をしている団体等へ必要な情報提供や活動助成などの支援を継続する。

#### 基本目標 4 について

基本目標 4 は、地域福祉への理解を深め、福祉の心を育む環境づくりとして、すべての住民や環境に福祉理念等が浸透するよう取り組んだ。

基本施策 1 では、人にやさしい地域づくりを進めるため、47 の成果指標を設けており、A 評価が 39 指標、B 評価が 5 指標、C 評価が 1 指標、D 評価が 2 指標。

実績例として、人権・同和問題啓発冊子の発行は、発行部数も増加傾向にあり、今後も内容の充実を図りながら継続して取り組む。

基本施策 2 の健康・福祉への理解と行動を促すでは、31 の成果指標のうち、A 評価が 20 指標、B 評価が 8 指標、C 評価が 1 指標、D 評価が 2 指標。

実績例、市内小中学校における福祉教育の実施では、各小中学校において、「総合的な学習時間」に、特別支援学校在籍の児童生徒との交流や、車いす体験、アイマスクを使っての視覚障がい体験などの体験学習の実施や、「キャリア教育」で福祉施設への職場体験などの福祉教育を行った。

第三次計画への今後の方向性は、1 つ目に、学校・地域における福祉教育を推進し、地域全体の福祉力の育成・向上を図っていきながら、市民の主体的な実践活動へつながるよう、様々な場や機会を活用しながら支援していくこと。

2 つ目に、地域が安全安心に暮らせるよう環境を整備するため、ソフト面・ハード面ともに充実を図っていくこと。

地域福祉計画の令和 6 年度進捗状況の説明は以上。

(山崎会長)

全体を通して、委員の皆さまから質問や意見をお願いする。

(委員)

食生活改善推進員に関連して、食料費の値上げにより食生活を切り詰めている方がいる。

それは、高齢者だけでなく、子育て世帯などにも大きく影響が出ていると考えているが、市として物価高騰に対して対策（案）などがあるか。

(事務局（市）)

国会でも経済対策が示され、自治体にも情報が少し出てきている。

その中で、おこめ券や子育て世帯への給付的なものが盛り込まれている。

また、推奨メニューとして国がいくつか例示しているが、それらについても地域の実情に応じて決めていくことになる。

現在、筑紫野市において、どのような支援していくかは検討している段階。

(山崎会長)

ほかに質問がないため、地域福祉活動計画について社協より説明をお願いする。

## 第二次地域福祉活動計画進捗状況（令和6年度）について

(事務局（社協）)

地域福祉活動計画の進捗状況につきまして、説明する。

まず全体の評価について、基本目標は地域福祉計画と同じ4つあり、進捗状況表には、全体で63事業を掲載している。

そのうちA評価が50事業、B評価が11事業、C評価が1事業、D評価が1事業となっている。

### 基本目標1について

(事務局（社協）)

資料5の1ページから2ページ、基本目標1地域で支え合い、助け合う仕組みづくりについて、社会福祉協議会では、「ふれあいいきいきサロン」への支援、福祉委員制度の推進、そして民生委員児童委員の事務局として運営支援を行っている。

1ページNo.2、地域サロンについては、高齢者、子育てのサロンを市内で94ヶ所実施し、43回の訪問支援を行った。

またサロンボランティアの方に向けたサロン連絡会を開催し、必要な情報を提供した。

同じく、1ページNo.2の課題・方向性に記載した福祉バスの貸出について、コロナ禍前の水準に戻りつつある一方、バスの老朽化や、財源確保などの課題も多く抱えている。

今後も可能な限り支援を継続できるように取り組む。

### 基本目標2について

(事務局（社協）)

基本目標2は3ページから8ページまで、様々なニーズを受けとめ、支援するための仕組みづくり。

社会福祉協議会は、筑紫野市高齢者支援課から生活支援体制整備事業の委託を受け、生活支援コーディネーター（SC）を2名配置。

SCを中心に地域のニーズ把握と支援体制づくりを進めている。

3ページNo.4、各コミュニティ運営協議会が実施している健康福祉部会の会議へ参加し、地域の取り組みやニーズ把握を行っている。

今後も地域包括ケアシステムの構築に向け、啓発活動や新たな取り組みへの支援を進めしていく。

6ページ基本施策4 権利擁護の仕組みづくりは、要支援者に対する権利擁護の推進として、日常生活自立支援事業や成年後見制度の支援に取り組んでいる。

6ページNo.23、24の日常生活自立支援事業くらしのサポートセンター事業は、判断能力が不十分な方が地域で安心して生活が続けられるよう金銭管理等を含む生活支援を行う事業であり、年間2,000件以上訪問支援を実施した。

今後も各関係機関と連携しながら権利擁護の推進に努める。

### 基本目標3について

（事務局（社協））

資料9ページから10ページの基本目標3 地域福祉を支え、推進する人や組織の担い手づくりにおいて、社会福祉協議会では、各種講座を開催し、人材育成を行っている。

9ページNo.2の地域福祉サポーターの養成講座は、令和4年度から開始しており、令和6年度で3年目を迎えた。

養成講座の受講者を対象としたフォローアップ講座を開催するなど、担い手への支援体制を強化している。

今後も、ボランティアなど地域福祉の担い手の方々が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、ボランティアセンターの機能強化に取り組んでいく。

### 基本目標4について

（事務局（社協））

基本目標4 地域福祉への理解を深め、福祉の心を育む環境づくりについては、11ページから12ページまで記載している。

No.3、5、7に記載のとおり、市内の7つの小学校へ福祉教育を実施した。

福祉教育では、ボランティアグループや車椅子ユーザーをゲストティーチャーとして招き、アイマスク体験や車椅子体験などの体験学習を行うことで、誰もが暮らしやすい地域づくりへの理解が深めることができた。

今後は、小学校だけでなく、各コミュニティや自治会などの地域においても同様の

福祉教育の推進ができるように取り組んでいく。

地域福祉活動計画の令和 6 年度進捗状況の説明は以上。

(山崎会長)

社会福祉協議会の取り組みについて、委員の皆さまから質問や意見をお願いする。

(委員)

地域包括支援センターから 3 ページ No. 6 地域における買い物支援について、高齢者にとって買い物は切実な問題になっており、地域包括支援センターが関わっている中でも足りない支援のひとつである。

そのような中で、買い物支援は、われわれとしても助かっているところであるが、今後も継続に向けた体制をどのように整えていくのかお聞きしたい。

(事務局 (社協))

買い物支援については、令和 6 年度は平等寺区と筑紫第 3 自治会で立ち上げ、協力をさせていただいた。

ただ、買い物支援を立ち上げても、利用者が少ないなど、いろいろな問題を抱えており、継続に対して悩まれているところがある。

社会福祉協議会も各行政区などと話を聞きながら、支援を進めているところ。

また、市の補助金を活用しながら、5 年後 10 年後を見据えた支援体制づくりに努める。

(山崎会長)

その他、社協の活動について質問があればお願いする。

(委員)

1 ページ No. 2 地域サロンへの訪問支援について、課題と方向性にバスの老朽化、運転手の確保等が課題となっている。

身体障害者福祉協会では、福祉バスを利用しているが、これがなくなると 20 万程度バス代がかかるため、早急に手を打っていただきたい。

また、当協会では、軽スポーツに 5 ~ 6 名で行くが、バスの利用には 15 名以上という条件があるため、7 ~ 8 名で利用できるようお願いしたい。

(事務局 (社協))

福祉バスについては、老朽化している一方、新たなバスを購入するは難しい面があるが、様々な助成金や財団などの申し込みを継続的にしているところ。

(委員)

助成等がなければ、福祉バスもなくなるのか。

(事務局 (社協))

なるべくそうならないよう努力をしている。

また、運転手の確保については、1月から業務形態を変更する予定であり、その分財源等の厳しい部分も出てくるが、皆さんにご協力いただきながら継続して支援ができるよう取り組んでいきたいと考えている。

(委員)

福祉バスの件については、よろしくお願ひしたい。

(山崎会長)

その他、質問があればお願ひする。

(委員)

保護司会から地域福祉活動計画の状況報告の中で、3ページNo.5にD評価が1つある。

D評価は未実施の事業の評価であり、課題・方向性に犯罪の情報収集、懇談会の実施に努めると記載されている。

しかし、保護司会では市や社協の補助金を活用し、社会を明るくする運動を毎年開催している。

令和6年度は、筑紫野警察署から犯罪状況、更生施設から犯罪者状況について講演してもらい、多くの参加者に聞いていただいた。

また、来賓として社協会長も来ていただき、一緒に参画していただいたため、未実施ではないと考えている。

(事務局（社協）)

こちらについては、災害犯罪等に関する学習会の“実施”のため、D評価とした。

ただ、令和7年度については1月に社協が事務局を務めている民生委員・児童委員の関係で主任児童委員と保護司会の情報交換会を予定している。

そのため、令和7年実績については、実績として評価していく。

(委員)

令和7年度実績だけでなく、令和6年度についても未実施でなくてもよいと考える。

(事務局（社協）)

評価方法については、保護司会と全く関わってないというわけではないため、今後また検討させていただきたい。

(山崎会長)

その他、社協の取り組みについて意見等あればお願ひしたい。

(川崎副会長)

市と社協の進捗状況について、例えば資料4の4ページNo.30 サロン活動への支援と資料5の2ページNo.9 ふれあいきいきサロン活動の実施で数字が一致していな

い。

おそらく、数字の取り方が異なるため一致していないと思われるが、資料だけではその数字の差が読み取りにくい。

また、今回はじめて地域福祉計画等推進委員会に参加したが、非常に評価が高い。個人的には、A評価やB評価など評価が高すぎるよう感じる。

例えば、これだけA評価が高ければ、地域に孤立した高齢者がゼロという風にも見ることができるが、統計上、おそらく筑紫野市内でも孤独・孤立でお亡くなりになる方は毎年数名いると思われる。

しかし、そのような内容がこういう計画の評価ではなかなか見えづらい、あるいは、先ほどの福祉バスについて、今後廃止になった場合どのようにしていくかが資料では見えてこない。

そのため、今後の計画見直しについて、原則、この評価項目で行っていくと思うが、もう少しそれぞれの事業実態が見えてくるようにしていかなければいけない。

ただ事業を実施したか実施していないかで評価をしていくのではなく、具体的に事業をどのように実施し、その結果がどのように現れているのかまで詰めていかないと、市民の方が資料を見たときにこれだけA評価が多いと、筑紫野市は地域福祉が全国でもかなり進んでいるという見方をしてしまう。

以上が気づいた点として意見をさせていただいた。

(山崎会長)

事務局へ、今後の課題ということで検討をお願いする。

以上で議事を終了し、進行を事務局へお返しする。

## 8 その他

～～～事務連絡～～～

## 9 閉会